



購入できる 福祉用具

腰掛便座

●和式便器の上に置いて腰掛け式に変えるもの

●洋式便器の上に置いて高さを補うもの

●移動可能（居室にて使用できる）もの（ポータブルトイレ等）

「住宅改修費の支給」の対象になります。

入浴補助用具

●入浴用いす

●浴槽内いす

●浴槽用手すり（浴槽の縁をはさみ込んで固定できるもの）

●入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にできるようにするもの）

●浴室内すのこ（浴室の床の段差を解消できるもの）

●浴槽内すのこ（浴槽の底の高さを補うもの）

●特殊尿器
尿を自動的に吸引するもの

●簡易浴槽
空気式または折りたたみ式等簡単に移動ができるもの

●移動用リフトのつり具部分

●移動用リフト本体は「福祉用具の貸与」の対象となります。

この他に貸出で利用できる福祉用具もあります（福祉用具貸与サービス）。詳しくはお問い合わせください。

住宅改修費・福祉用具購入費の 支給サービスを利用するには？

住宅改修や福祉用具購入費にかかった費用をいったん全額自己負担し、町へ領収書などの必要書類を添えて申請すると、給付対象と認められる場合は、保険給付分（9割相当）が後から支給されます。（残りの1割は自己負担になります）

事前の協議が必要ですよ！

介護保険の住宅改修費・福祉用具購入費の支給については、対象

となる工事や品目が決められていますので、事前に、担当の居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）を通して、町へ必要書類を提出して、給付の対象となるか承認を受けてください。

なお、住宅改修費・福祉用具購入費支給サービスは、在宅の要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものなので、施設等に入室しているかたは対象外となります。

事前の協議がなかったり、必要書類が添付できない場合には、住宅改修費・福祉用具購入費を支給できない場合もありますので、ご注意ください。

御用心!! 悪徳業者が、介護保険を口実に高齢者を狙っています。

「役場、ケアマネージャーの紹介で」などとウソをついたり、突然訪問し強引な勧誘、長時間居座り契約を迫る、「モニター価格だから」などと根拠のない値引きで契約を迫り、実は不当に高い工事費、執拗に追加工事を要求、要望を聞かずに一方的に話を進めてしまう、……………

全国的にみると、このような住宅改修の事例が増えてきており、国民生活センターや全国の消費者センターに相談が寄せられています。悪徳業者には十分注意しましょう！

悪徳業者には、遠慮せずにはっきり断ることが大切。決して、話し相手になってはいけません。

また、1社の見積りだけで契約してしまうのはやめましょう。業者を客観的に比較することが大事です。必ず複数の業者から見積りを取りましょう。

消費者は、法律で保護されています。
強引な契約は、解除できます。

訪問販売による契約はクーリング・オフできます
訪問販売による自宅での契約は、契約から8日間以内なら、契約を解除（クーリング・オフ）できることが法律で定められています。（特定商取引法）
消費者契約法が味方になります
長時間におよぶ居座り等強引な勧誘などの場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことが可能です。

工事に着手してしまうと手続きが煩雑になります。クーリング・オフ期間中は工事に着手させないようにしましょう。